長浜市告示第１１５号

長浜市環境保全型農業直接支払交付金交付要綱（平成23年長浜市告示第131号）の一部を次のように改正する。

令和７年３月２７日

長浜市長　浅見　宣義

第１条中「環境保全型農業直接支払交付金実施要綱（平成23年４月１日付け22生産第10953号」を「環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱（令和４年４月１日３農産第3817号」に改め、「実施要綱」という。）」の次に「及び滋賀県環境保全型農業直接支払交付金交付要綱（平成23年４月１日付け滋農経第297号滋賀県農政水産部長通知）」を加える。

第２条中「交付率又は」を削り、同条に次の１項を加える。

２　交付金の額は、別表の規定により交付の対象とする活動ごとに、交付単価に実施面積を乗じて得た額の合計額を上限として市長が定める額とする。

別表中「交付率又は」を削り、「欄に掲げる農業生産活動ごとの単価に１／４を乗じた額を上限とし、国費の１／２以上」を「交付単価以下」に改める。

附　則

この要綱は、令和７年３月２７日から施行する。